

# 父子家庭への 支援



## 父子家庭支援手当制度

母と生計を同じくしていない児童が育成される父子家庭の父親を対象とする手当です。

※この制度は7月から開始します。

対象児童年齢は、18歳到達後最初の年度末を迎えるまでですが、児童に一定の障害がある場合、手続きにより20歳になるまで延長されます。

### 申請できる方／

父母の離婚等で母と生計を同じくしていない児童と同居し養育している父親（生活保護受給中の方は申請できません）。

### 所得制限額／

別表1の所得制限額未満の方に、全部支給または一部支給をします。

※扶養義務者は申請者の直系血族、兄弟姉妹が該当します。

### 手当額／

月額41,720円～9,850円（児童1人）

児童数や所得に応じて手当額は変わります。また、所得制限があります。

※2人目は5,000円加算、3人目以降は3,000円加算されます。

### 手当支給月／

8月、12月、4月

※支給月の前月分まで支給されます。

・認定された場合、申請月の翌月分から支給されます。

### 申請について／

7月1日(水)から受付します。

事前に子育て支援課窓口で児童の養育状況を伺い、必要書類をご用意いただき、申請書を受付します。

別表1

扶養人数	本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

※扶養人数が1人増すごとに上記の額に38万円加算

## ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭等の親と子を受給者とし、受給者の健康保険給付の自己負担分のうち一部を助成する制度です（所得に応じて一部負担金あり）。

対象児童年齢は、18歳到達後最初の年度末を迎えるまでですが、児童に一定の障害がある場合、手続きにより20歳になるまで延長されます。

### 申請できる方／

ひとり親家庭、両親のいずれかに一定の障害のある家庭等（生活保護受給中の方は申請できません）。

### 所得制限額／

別表1のとおり

### 助成対象／

保険診療、保険調剤、入院時食事療養標準負担額等

※対象外のもの 健康診断料、予防接種代、薬の容器代、文書料、入院時差額ベット代等

### 申請について／

子育て支援課窓口で児童の養育状況を伺い、必要書類をご用意いただき、申請書を受付します。

問い合わせ／子育て支援課 内線2645 ☎048-463-2834(直通)